

上天草市本と歴史の交流館デジタルコンテンツ制作業務仕様書

1 件名

上天草市本と歴史の交流館デジタルコンテンツ制作業務

2 目的

上天草市の人口の約半数を占める大矢野町の公立図書館は、施設老朽化や立地の悪さから利用が低迷しており、本市の図書貸出冊数は熊本県下で長く最下位となっている。

また、市内には中生代白亜紀の地層があり、アンモナイト等の水中生物や植物の化石が発見されているほか、古墳時代の石棺や江戸時代の古文書が多数発見されるなど歴史資料が多数あるものの、展示施設がなく本物に触れ学ぶ機会が少ないため、歴史への関心度が低い状況にある。

そのような中、現在、大矢野町に図書館と歴史資料館の複合施設を建設中であり、施設の供用開始（令和5年10月上旬予定）に併せ、市民の本に親しむ機会や歴史・文化に触れる環境及び児童生徒の学習環境を充実させるとともに、多くの市民が生活の一部として学びや文化活動に取り組むソフト面の仕掛けづくりが必要となっている。

今般、歴史資料館において、歴史や文化財等への関心を喚起するため、天草観光の玄関口に位置する当該施設の立地条件を活かし観光客にも訴求するAR等を活用した体験型デジタルコンテンツを整備する。また、館内全体の施設案内や児童生徒の学びに繋がる仕掛けを提供するアプリ等のシステムを整備し、施設利用率や利便性の向上を図る。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年9月30日（土）まで

4 業務内容

（1） 体験型デジタルコンテンツの制作

上天草市本と歴史の交流館内の歴史資料館において、本市の歴史や文化財等への関心を喚起する映像や天草観光の玄関口に位置する当該施設の立地条件を活かし、観光客にも訴求するような本市の自然や景観の美しさを体感できる映像等を投影する体験型のデジタルコンテンツを作成する。

ア デジタルコンテンツの制作

本市の歴史や自然、観光等のPRに繋がるような写真や動画の再生に合わせ、関連するARやCG等を作成して再生させることで、来館者が楽しめる仕組みとするデジタルコンテンツを制作する。全体の映像の長さは20分程度とし、ARで制作する映像例としては、海中で泳ぐ魚や恐竜、

四季の花々等を想定している。

なお、投影する写真や動画については、委託者が更新できる仕様とすること。

イ 空撮映像の作成

アで使用するため、本市内の海と山を撮影した2種の映像を作成する。なお、映像の長さは5分程度とする。

ウ その他

来館者の満足度をより高めるものであれば、ア、イ以外の内容や手法での提案も可とする。

(2) 体験型デジタルコンテンツを効果的に投影する機器等の整備

ア 映像を投影するために必要な機器を設置する。

イ 映像を投影するために必要となるスクリーン等を造作する。ただし、歴史資料館の壁面を利用することも可とする。なお、設置箇所の面積等は別添の平面図で確認すること。

(3) 館内施設案内システムの制作

館内全体の施設紹介やイベント情報、新書情報、観光情報等の提供及び児童生徒の学びに繋がるクイズ等を提供するシステムを構築する。

ア 施設案内システムの作成

(ア) 来館者がアプリ等を使用し、館内に配したマーカー等を読み取ることにより、オリジナルキャラクターが館内案内やイベント情報、おすすめ本等を案内するほか、小中学生向けの学習支援としてキャラクターがランダムにクイズを出題するシステムを作成する。なお、イベント情報やおすすめ本等の内容は、月1回程度委託者が更新できる仕様とすることとし、マーカー等を読み取るポイントは5か所程度で設定すること。

(イ) 本システムの利用促進及び誘導を目的とした案内パネルを作成する。

イ オリジナルキャラクターの作成

アのシステムで使用するオリジナルキャラクターを作成する。なお、オリジナルキャラクターは本市公式キャラクターである「上天草四郎くん」を利用することも可とする。

ウ 機器類の設置

アのシステムを運用するにあたり、必要な機器類がある場合は設置を行うこと。なお、通信環境については委託者が整備を行う。

(4) その他

詳細な内容については、委託者と協議の上、決定すること。

5 納入成果物

(1) 成果物

4の業務内容に関する成果物等を次のとおり提出すること。

提出物	提出部数	提出（納入）時期	形式
業務完了報告書	1部	業務完了時	紙及び電子データ
体験型デジタルコンテンツ記録メディア	2式	完成後	盤面印刷を施すこと。
案内パネル	5枚	完成後	履行場所に設置
映像機器	1式	随時	履行場所に据付けとする
各種打合せ等の議事録	1部	随時	紙及び電子データ

(2) 納入先

上天草市本と歴史の交流館イコット（上天草市大矢野町中 977 番地 5）

6 特記事項

- (1) 本業務の成果物等に関する所有権は、すべて委託者に帰属することとし、受託者が適切に処理すること。また、本業務により新規に発生した著作権については、委託者に帰属するものとし、受託者はその著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 映像への出演者、映し出される人物等がある場合は、肖像権等の許諾を得ること。なお、本業務終了後に肖像権等に係る紛争が発生した場合は、受託者において責任を負うこと。
- (3) 映像にイラスト、写真、その他の資料等を使用する場合、第三者が権利を有する著作物であるとき、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料の負担及び責任は受託者において負うこととする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に定める業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、延滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。